

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示
結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

土地改良法による換地計画の決定

土地改良法による換地計画の適否の決定

公有水面の埋立ての免許の出願

都市計画の決定に係る案の縦覧

都市計画の変更に係る案の縦覧(二件)

開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第八百三十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に

に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
渡部 医院	米子市大篠津町四六九四	昭和五十七年八月十七日
皆生温泉病院	米子市皆生一三七二―二四	〃

鳥取県告示第八百四十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日
渡部 医院	米子市大篠津町一五五二	昭和五十七年七月二十一日

鳥取県告示第八百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、八東地区第三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百四十二号

昭和五十七年三月二十九日付けで、江府町から申請のあつた吉原地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十

二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十一年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び青谷町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一―地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 長和瀬漁港防波堤灯台(北緯三五度三一分一〇秒東経一三

三度五八分二五秒)から二一〇度五〇分一八七・〇〇メー

ルの地点(以下「A地点」という。)から三三度三〇分六五

・三〇メートルの地点

2の地点 A地点から四二度四〇分六五・二〇メートルの地点

3の地点 A地点から四六度三〇分三五・三〇メートルの地点

4の地点 A地点から四二度二〇分二五・一〇メートルの地点

5の地点 A地点から四三度一〇分二六・〇〇メートルの地点

6の地点 A地点から三〇度五〇分四四・四〇メートルの地点

(三) 面積

二八二・〇八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一―地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びエの地点とアの地点とを直

線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二八二度四〇分一六・四〇メートルの地点

イの地点 A地点から二八度二〇分八四・〇〇メートルの地点

ウの地点 A地点から五五度〇〇分八六・六〇メートルの地点

エの地点 A地点から一四四度三〇分二六・二〇メートルの地点

(三) 面積

三、五九五・二五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十七年八月二日

鳥取県告示第八百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、

倉吉都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、

次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画土地区画整理事業

河北土地区画整理事業

二 都市計画を決定する土地の区域

倉吉市海田東町、海田西町、海田南町、天神町、河北町、新田、福庭及び清谷

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和五十七年八月二十四日から同年九月七日まで

鳥取県告示第八百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路

三・三・一号 倉吉羽合線

三・五・六号 八屋上井線（変更後三・四・八号八屋福庭線）

三・四・九号 上井羽合線

三・五・十四号 福庭新田線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・三・一号倉吉羽合線

追加する部分

倉吉市大塚字ハゲ田、字廣瀬、字中道及び字辻畑並びに新田字善大
夫田

変更する部分

倉吉市大塚字大仙分、字野嶋、字大荒神及び字燕子池、清谷字賀部
田及び字中河原、福庭字下前河原、字前河原及び字上前河原、新田
字柳原及び字中通り、河北町字中通り、字善大夫田及び字樋口尻、
海田西町字上荏子田、字芝場、字柳原、字大所及び字上河原、海田
東町字大所並びに海田南町字上河原

削除する部分

倉吉市清谷字下沢地及び字沢地

(2) 三・五・六号八屋上井線

追加する部分

倉吉市清谷字中河原及び字沢地、福庭字下前河原、字下河原、字中
井田、字北田、字小在所、字天神前、字有田、字八ヶ坪、字坂根及
び字坂根平、海田東町字坂根、字坂根平及び字若宮谷、大平町字山
ノ鼻及び字宮ノ谷並びに上井字宮ノ前、字長弘、字狭間、字宮ノ坪

及び字小泓
変更する部分

倉吉市上井字糠塚及び字板橋並びに山根字大平、字入堂谷及び字イ
ツナン

(3) 三・四・九号上井羽合線

追加する部分

倉吉市大塚字深田、字七峯及び字砂田、清谷字下前河原、字下沢地、
字上前河原及び字沢地、福庭字下河原、字中井田、字下前河原、字
前河原、字外河原、字土井ノ内、字下荏子田及び字穴田、海田東町
字外薬師、字荒神、字柳原、字双来及び字澤、海田西町字柳原、大
平町字澤並びに上井字小河原、字下河原、字五反田及び字長弘

(4) 三・五・十四号福庭新田線
追加する部分

倉吉市福庭字八ヶ坪、字穴田、字外河原及び字下荏子田、新田字善
大夫田、字柳原、字中通り、字川尻及び字下前河原並びに河北町字
善大夫田及び字中通り

三 都市計画の案の縦覧場所

倉吉市葵町七二二 倉吉市役所

四 縦覧期間

昭和五十七年八月二十四日から同年九月七日まで

鳥取県告示第八百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づ

き、羽合都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する
同法第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の
縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に
意見書を提出することができる。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路

三・三・一号 倉吉羽合線

三・四・二号 羽合中央線

三・四・五号 田後上浅津線

三・四・九号 上井羽合線

二 都市計画を変更する土地の区域

(1) 三・三・一号倉吉羽合線

追加する部分

羽合町大字田後字三ノ大河下

変更する部分

羽合町大字田後字大河下

削除する部分

羽合町大字田後字二ノ大河下

(2) 三・四・二号羽合中央線

変更する部分

羽合町大字田後字手次、字狐塚、字内河原、字二ノ大河下、字大河下、字三ノ大河下及び字三ノ沖河原

(3) 三・四・五号田後上浅津線

追加する部分

羽合町大字田後字鴨田

変更する部分

羽合町大字田後字高坪、字手次、字二ノ狐塚及び字狐塚

(4) 三・四・九号上井羽合線

追加する部分

羽合町大字田後字河原、字二ノ大河下、字三ノ内河原、字大河下及

び字小樋ノ口

三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡羽合町大字久留一九一一 羽合町役場

四 縦覧期間

昭和五十七年八月二十四日から同年九月七日まで

鳥取県告示第八百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年八月四日 鳥取県指令受都計第四十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市雲山字田村田及び字川上

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】